

第2回モビリティ・データの活用推進に向けた検討会 議事要旨

日時：令和8年1月30日（金）

<ガイドラインの法律上の位置づけについて>

- ガイドラインの法的な位置付けを教えてください。交通事業者としては、地方公共団体に提供したデータが漏えいした場合、交通事業者の責任として報じられるリスクがあるため、データ提供に法的な裏付けがあると望ましい。（大場委員）
→ガイドラインの位置付けは、法律の運用指針を提示する正式な政府文書である。個人情報保護委員会事務局にご協力いただき整理した法律の解釈に基づき、地域交通法の運用に関する文書として作成することを想定している。（事務局）

<データを提供する行為に対する対価について>

- データは事業者にとって資産であるため、データ提供そのものへの対価に関して言及が必要ではないか。（川鍋委員代理）
→データ提供を有償とするかについては、目的や事例に応じて双方で議論して合意することを想定している。（事務局）

<データ提供側のプロセスについて>

- データ提供依頼者側の手順同様、データを提供する交通事業者側の手順も詳細に整理していただきたい。例えば、バス会社には中小規模の会社も多く、法律やデータを処理する余力に限界があり、データ加工の依頼に対応しきれない場合がある。その場合の対応方法、手順等を示していただきたい。（増田委員）
→データ加工について、交通事業者が対応しきれない場合の運用方法があまり明確に言及できていないため、事業者サイドでのデータの提供方法についても具体化できるよう検討する。（事務局）

<データ提供に関する事業者側のメリットについて>

- データ提供に際して、提供側に情報漏えいリスクや加工負荷がある中で提供することがある。このため、目指す姿やメリット等のすり合わせが重要となることを明示してほしい。（増田委員）
→事前のすり合わせは非常に重要となるため、データ提供の目的やメリット等についてより分かりやすく記載できないか検討する。（事務局）

<ガイドラインの普及活動について>

- ガイドラインを地方公共団体に普及し活用していくことが重要と考えているので、公開後の普及活動もぜひお願いしたい。（窪西委員）

→様々なアプローチを用いて、普及に努めたい。(事務局)

<イシュー・アクワイアラの契約について>

- 鉄道会社系のシステムを利用しているバス会社がデータ提供依頼を受けた際に、鉄道会社とバス会社の契約における守秘義務の範囲が問題となり、最終的にデータを提供できない、という事例が複数ある。ガイドラインに記載するかは要議論であるが、提供可否を判断するための考え方が示されていることが望ましい。(神田委員)
→イシュー、アクワイアラ間の契約のあり方を示すことは、民間契約の領域であることから、ガイドラインにおいてはスコープ外としたい。(事務局)

<データ活用の前提となる設備投資について>

- 地域交通を改善することが目的であるならば、データ確保だけに注目するのではなく、データを取得する基盤となる設備への投資や、取得したデータを経営改善に役立てる仕組みの整備も必要となるのではないか。(神田委員)
→データ活用の前提として、設備投資が必須となる点は認識している。設備投資を促す補助金等の支援を引き続き推進する。(事務局)

——以上——